

令和7年度

第1回 堺市アスベスト対策推進庁内委員会

令和7年5月9日

次 第

【報告事項】

1. 堺市アスベスト対策の取組体制
2. 令和6年度の取組実績

【審議事項】

1. 令和7年度の取組予定（継続して実施するもの）
2. 令和7年度における新たな検討事項

【報告事項】

1. 堺市アスベスト対策の取組体制

アスベスト対策における取組体制改正の考え方

■ 堺市アスベスト対策推進本部の取組経緯

平成29年 本部を設置

- ▶ 堺市アスベスト対策取組方針の策定
- ▶ 堺市公共建築物におけるアスベスト含有建材の点検・管理マニュアルの策定

令和3年度 市有建築物管理不全事案の発生後

- ▶ 市有建築物における対策を強化（市有建築物対策部会を追加設置）

【レベル1建材再調査】

法改正による規制強化内容の確認に留意し全庁調査を実施

【レベル2建材の把握】

建材特性に即した効率的な対策方法として機械室の把握を実施

【共用データベースの構築及び点検・管理マニュアルの改定】

対応レベルを均質化及び向上させる仕組みを構築

【堺市アスベスト対策取組方針の改定】

市有建築物における教訓や国の動向等を改めて総括し方針を再整理

※その他、関係局連携による解体等工事の監視徹底、災害時飛散防止マニュアル策定、アスベスト疾患患者支援等を実施

■ アスベスト対策の現状

- ▶ これまで構築した仕組みについて、今後は、実務からのフィードバックを取組に反映する等、**実務に近接した対応**が必要な段階

■ 堺市アスベスト対策取組方針 （令和6年1月改訂）

《5 推進体制》より

- ▶ 推進本部のもと、本市のアスベスト対策は一定整理され、ガバナンスを保つ仕組みが構築されている

- ▶ 今後は、**より実務レベル**で課題対策をこの仕組みにフィードバックし、**PDCAを運用**する体制も求められる



【今後の推進体制】

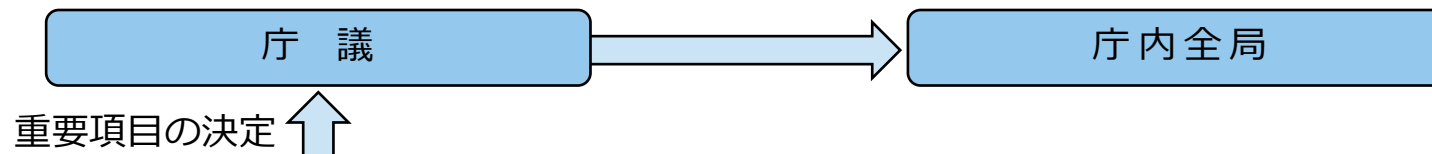
対策段階に見合った体制への
ブラッシュアップを見据えることが必要

令和7年度より新体制に改正

- 現時点の対策段階に適した実務レベルの体制として、堺市アスベスト対策推進本部を解散し、所掌事務においてアスベストに関係する部局で構成する「**堺市アスベスト対策庁内委員会**」を設置
- 災害発生が懸念される中、新たに「**災害対策チーム**」を設置

新しいアスベスト対策取組体制

アスベスト対策推進庁内委員会の体制と役割について（1/2）



堺市アスベスト対策推進 庁内委員会						
委員長：環境局長		推進部会 部会長：環境保全部長 (●：チーム長)				
		監視指導 チーム	災害対策 チーム	健康支援 チーム	市有建築物 チーム	啓発（情報 発信）・研修
危機管理室長	危機管理課長		○			●
環境保全部長	環境共生課参事 (アスベスト対策・調整担当)	○	●	○	○	各担当課
	環境対策課長	●	○			
環境事業部長	環境事業管理課長		○			
保健所次長	保健医療業務課長			●		
住宅部長	住宅管理課長				○	
	住宅改良課長				○	
建築部長	建築監理課長				●	
開発調整部長	建築安全課長	○				
	建築防災推進課長	○				
公園緑地部長	公園監理課長				○	
警防部長	警防課長		○			
下水道施設部長	技術力強化担当課長				○	
学校管理部部理事（教育施設担当）	学校施設課長				○	

新体制による取組の内容

アスベスト対策推進庁内委員会の体制と役割について（2/2）

新体制	「堺市アスベスト対策取組方針」における位置づけ	
チーム	取組方針	取組内容
監視指導チーム	1 建築物等のアスベスト含有建材の損傷、劣化等によるアスベストの飛散を防止するため、建築物等の所有者や管理者に対し建築物等の健全な管理を促進し、解体工事等においては法令遵守されるよう監視指導する	1-1 計画的な監視指導
		1-2 吹付アスベスト除去補助
		1-3 建築物所有者等への適正管理の啓発
災害対策チーム	2 災害による建物倒壊等からのアスベスト飛散に備え、平時及び災害時の対策を推進する	2-1 アスベスト使用状況の把握
		2-2 災害時アスベスト飛散防止マニュアルに基づく対策の具体化
		2-3 建築物所有者等への啓発
健康支援チーム	3 今なお増加するアスベスト疾患患者に対し、国の支援制度等の周知や石綿検診の受診勧奨等に取り組み、健康支援を推進する	3-1 健康支援の推進
市有建築物チーム	4 市有建築物について、アスベスト対策が確実に行われるよう庁内統一ルールに基づく対策を徹底する	4-1 庁内統一ルールによる適正管理の推進
啓発（情報発信）・研修 【環境共生課・該当課】	5 取組方針1～4の取組を進めるために必要な啓発（情報発信）・研修を行う	5-1 対象者に応じた制度等の周知啓発

【報告事項】

2. 令和6年度の取組実績

令和6年度の取組一覧（1/2）

		令和6年度当初予定	取組実績	部会																						
飛散対策	建築物の解体等に対する局連携による監視・指導の実施	<table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>現場確認数</td><td>891</td><td>1,131</td><td>1,134</td><td>885</td><td>1,023</td><td>1,131</td><td>987</td><td>1,024</td></tr></table>		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	現場確認数	891	1,131	1,134	885	1,023	1,131	987	1,024	・確認を実施した解体現場数：1,024件	飛散対策部会				
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																	
	現場確認数	891	1,131	1,134	885	1,023	1,131	987	1,024																	
	吹付けアスベストの含有調査及び除去工事への補助	<table><tr><td></td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>含有調査・件数</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>除去工事・件数</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	含有調査・件数	2	1	1	0	2	0	0	除去工事・件数	3	0		0	1	2	0
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																			
含有調査・件数	2	1	1	0	2	0	0																			
除去工事・件数	3	0	0	1	2	0	0																			
災害時のアスベスト飛散防止対応のとりまとめ	・令和4、5年度に整理した課題と対策について、図上訓練やフィールドワークによる検証を加え、その内容を反映して事務手順書、災害時マニュアルを完成	・大気汚染防止法の改正及び環境省マニュアルの改訂などを反映し、合わせて関係課による手順の確認を行い「堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル（素案）」を成案化（令和7年4月策定）																								
建築物のアスベスト含有建材使用状況データの集約・整理																										
市有建築物	アスベスト含有建材の把握	・「共用データベース」、「点検・管理マニュアル」に基づくアスベスト含有建材の点検・管理ルールを庁内に確実に定着	・7月に「アスベスト対策・施設管理者研修会」を開催し、施設管理に係る81課から88名が参加、大防法等の手続きや施設管理における留意事項等について研修を実施 ・7月（全ての建材：対象3551棟）と2月（レベル1と機械室等：対象138棟）に市有建築物の点検を実施し、結果を共用データベースに記録 ・1月に「アスベスト対策技術向上研修」を開催し、アスベスト対策に係る23課27名が参加、アスベスト含有建材の解説や事例検討を実施	市有建築物対策部会																						
	点検・管理マニュアルの充実																									
	アスベスト情報の庁内統一した管理方法の構築																									

令和6年度の取組一覧（2/2）

		令和6年度当初予定	取組実績	部会
健康対策	石綿検診及び受診勧奨の広報	・環境省から「石綿読影の精度に係る調査」を受託し、「堺市石綿検診」を実施 ・市ホームページ、広報さかい、「肺がん・結核検診」会場でのチラシ配架等により受診を勧奨	・胸部X線検査受診者：49人 ・胸部CT検査受診者：13人 ※胸部CTは、石綿関連所見の観点から要精密検査と診断された方が受診	健康対策部会
	検診受診者の健康管理の支援	・検診受診者に、石綿読影の精度に係る調査の内容に即した「アスベスト健康手帳」を配布し、自主的、継続的な健康管理を支援	・アスベスト健康手帳の配布 新規配布：9冊 （累計配布数：216冊）	
	「石綿健康被害救済制度」の周知	・（独）環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度」について、市ホームページ、広報さかいにより広報周知	・広報さかい6月号に掲載し周知を実施 ・市ホームページに制度内容を掲載	
啓発・研修	市民、事業者等に向けた制度周知	・市民、事業者等に対し、業界団体を活用した啓発等、周知効果を考慮した方法により、アスベスト対策の制度等に関する周知啓発を実施	・6月に事業者対象に実施した大阪府石綿飛散防止対策セミナーの説明資料を本市ホームページに掲載 ・9月に開催した分譲マンション管理セミナーで大防法に定めるアスベスト対策を周知するチラシを配架	啓発・研修部会
	市有建築物管理者向けの点検・管理に関する研修	・関係法令、共用データベース・点検・管理マニュアルの運用等に関する研修を実施	・7月に施設管理者を対象とした「アスベスト対策・施設管理者研修会」を開催（再掲）	
	技術職員研修	・令和4、5年度に構築した内容を踏まえ、継続して対象職員の技術力向上	・1月にアスベスト対策の担当者を対象とした「アスベスト対策技術向上研修」を開催（再掲）	
	学校教育	・小中学校においてアスベストが引き起こす健康被害に関し知識を深める健康教育を実施	・がん教育の一環として指導資料を用いて小学6年生と中学2年生に対しアスベスト疾患に関する教育を実施	

【審議事項】

1. 令和7年度の取組予定 (継続して実施するもの)

令和7年度の取組（継続して実施するもの）一覧（1/2）

		令和7年度当初予定	チーム
飛散対策	建築物の解体等に対する局連携による監視・指導の実施（通年）	▶ 継続して実施	監視・指導 チーム
	吹付けアスベストの含有調査及び除去工事への補助	▶ 継続して実施	
災害対策	災害時のアスベスト飛散防止に関する対応のとりまとめ	▶ 堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアルにおける災害時体制等の再確認及びマニュアルのブラッシュアップ	災害対策 チーム
市有建築物	アスベスト含有建材の把握	▶ 庁内全施設において「点検・管理マニュアル」に基づくアスベスト含有建材の定期点検を実施 ▶ 点検結果について「共用データベース」に記録し、知識の共有と管理水準を維持・向上 ▶ 庁内向け研修の実施と合わせて、市有建築物における点検・管理ルールを定着化	市有建築物 チーム
	点検・管理マニュアルの充実		
	アスベスト情報の庁内統一した管理方法の構築		

令和7年度の取組（継続して実施するもの）一覧（2/2）

		令和7年度当初予定	チーム
健康対策	石綿検診及び受診勧奨の広報	▶ 環境省が実施する「石綿読影の精度に係る調査」を受託し、「堺市石綿検診」を実施 ▶ 本市ホームページや広報さかいを通じて周知することと合わせて、「肺がん・結核検診」会場でチラシを配架するなど石綿検診の受診を勧奨	健康支援チーム
	検診受診者の健康管理の支援	▶ 検診受診者に、石綿読影の精度に係る調査の内容に即した「アスベスト健康手帳」を配布し、自主的、継続的な健康管理を支援	
	「石綿健康被害救済制度」の周知	▶ （独）環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度」について、市ホームページ、広報さかいにより広報周知	
啓発・研修	市民、事業者等に向けた制度周知	▶ 市民、事業者等に対し、業界団体を活用した啓発等、周知効果を考慮した方法により、アスベスト対策の制度等に関する周知啓発を実施	各担当課
	市有建築物管理者向けの点検・管理に関する研修	▶ 関係法令、共用データベース・点検・管理マニュアルの運用等に関する研修を実施	
	技術職員研修	▶ 令和4～6年度に構築した内容を踏まえ、継続して対象職員の技術力を向上	
	学校教育	▶ がん教育の一環として指導資料を用いて小学6年生と中学2年生にアスベスト教育を実施	

【審議事項】

2. 令和 7 年度における新たな検討事項

(1) 今回の庁内委員会で決定するもの

- ①市長、副市長及び局長級職員への報告等に関する手続きについて
- ②庁内委員会の取組状況のホームページへの掲載について

(2) 各チームで検討し次回以降の庁内委員会で審議するもの

- ①新たにレベル1アスベスト建材を発見した際の公表基準について
- ②市有建築物におけるアスベストのホームページへの掲載内容について
- ③アスベストに関する書類、建築物の図面、経過等文書の保存について
- ④各チームにおける新たな取組について

（1）今回の庁内委員会で決定するもの

①市長、副市長及び局長級職員への報告等に関する手続きについて

アスベスト対策の取組における市長等への報告手続き（案）

（ア）庁内委員会の開催に係る事前報告

- ▶ 環境局長（委員長）から環境局担当副市長 ⇒ 市長の順に報告

※ただし、令和7年度第1回庁内委員会については、庁内委員会設置後初の開催となるため、市長報告後に庁議構成員に報告

（イ）庁内委員会の開催結果報告

- ▶ 環境局長（委員長）から環境局担当副市長 ⇒ 市長の順に報告
- ▶ 上記報告後に環境局長から庁議構成員に報告

（ウ）アスベストに関する危機事象が発生した場合

- ▶ 環境局長（委員長）と事象の所管局（区）長の連名で
環境局担当副市長 及び 所管局担当副市長 ⇒ 市長の順に報告

※ただし、危機事象発生時の対応ルールに準じる

（１）今回の庁内委員会で決定するもの

②庁内委員会の取組状況のホームページへの掲載について

ホームページに掲載するもの（案）

- ▶ 庁内委員会の概要
設置要綱、構成など
- ▶ 庁内委員会の開催状況
開催年月日
会議資料
議事概要

令和7年度における新たな検討事項（3/3）

（2）各チームで検討し次回以降の庁内委員会で審議するもの

取組課題	対応チーム
①新たにレベル1アスベスト建材を発見した際の公表基準について	市有建築物チームで 検討
②市有建築物におけるアスベストのホームページへの掲載内容について	
③アスベストに関する書類、建築物の図面、経過等の文書の保存について	
④各チームにおける新たな取組について	各チームでテーマを設定し取り組む